

千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に基づき、県と医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所の開設者が行う施設整備事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（補助事業）

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の基準額及び対象経費等は別表のとおりとする。

ただし、補助事業は新興感染症対応力強化事業実施要綱（令和7年3月31日付け医政発0331第97号）により選定された国庫補助事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2）次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付の対象外費用）

第3条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。

- (1) 病室の感染対策に係る整備

ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (2) 病棟等の感染対策に係る整備又は個人防護具保管施設の整備

ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、知事が別に定める期日までに、千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更は除く。）をする場合においては、

知事の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の定める期間を経過するまで、知事の承認を得ないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

なお、知事が定める期間については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号）の例による。

- (6) 知事の承認を受けて、補助事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (8) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請の承諾をしてはならない。

- (9) 補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。

- (10) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（別記第2号様式）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした補助金調書（別記第2号様式）を作成し、

当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- （１１）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、消費税等に係る仕入控除税額報告書（別記第３号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- （１２）この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

- （１３）その他知事が必要と認める事項

（承認申請）

第７条 前条第１号から第３号までの規定による承認を受けようとするときは、千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第４号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第８条 規則第１２条に規定する実績報告をするときは、事業完了の日から３０日を経過した日又は補助金の交付の決定の日の属する年度の２月末日のいずれか早い期日までに、千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金実績報告書（別記第５号様式）を知事に提出しなければならない。

- ２ 第５条第２項に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

（交付の請求）

第９条 規則第１５条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県新興

感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付請求書（別記第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第 10 条 規則第 16 条第 2 項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金概算払請求書（別記第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第 11 条 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、第 2 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附則

この要綱は、令和 6 年 7 月 18 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 3 月 4 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 10 月 28 日から施行し、令和 7 年度予算に係る補助金から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 病室の感染対策に係る整備 1 室当たり 29,420 千円 (2) 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1 m²当たり 基準単価 484,000 円 (3) 個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 m²当たり 基準単価 484,000 円	(1) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費 (専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。) (2) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費 (3) 病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	(1) 3 分の 2 (2) 10 分の 10 (3) 10 分の 10

第 1 号様式

年 月 日

千葉県知事

様

補助事業者 所在地
名称
代表者職氏名
施設名

年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設
整備事業）補助金交付申請書

年度において、次のとおり千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結
医療機関施設整備事業）を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定
により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 経費所要額調（別紙（１））
- 3 事業計画書（別紙（２））
- 4 添付書類
 - （１）補助対象区域の工事設計図
 - （２）工事仕訳書
 - （３）当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
 - （４）誓約書（別紙（３））
 - （５）役員名簿（別紙（４））
 - （６）その他参考となる資料

※申請者が法人の場合は、所在地に法人所在地、名称に法人名を記入のこと。

申請者が個人事業主の場合は、名称に個人事業主名を記入し、代表者職氏名は記入不要。

経 費 所 要 額 調

（補助事業者名 ）

区 分		総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差 引 額 (A) - (B) = (C)	対象経費の支出予定額 (D)			基 準 額 (E)			選 定 額 (F)	県費補助 基 本 額 (G)	県費補助 所 要 額 (H)	仕入れに係る 消費税等相当額 (I)	要県費 補助額 (H-I=J)	備 考
					面積（※）	単価	金額	面積（※）	単価	金額						
		円	円	円	m	円	円	m	円	円	円	円	円	円		
千葉県新興感 染症対応力強 化事業	病室の感染対策 に係る整備															
	病棟等の感染対 策に係る整備															
	個人防護具保管 施設の整備															
計																

（※）病室の感染対策に係る整備にあっては、「面積」欄には、室数を記入すること。

（記入要領）

- 1. 「総事業費」欄には、当該年度の当該事業に係る部分のみを記入すること。
- 2. 「選定額」欄は、(D)と(E)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. 「県費補助基本額」欄には、(C)と(F)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. 「県費補助所要額」欄には、(G)に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

事業計画書

事業区分	新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設整備事業)				
補助(間接補助)事業者名	施設名		所在地		
施工内容					
建物の構造及び面積	構造: 〇階建 建築面積 <u> </u> m ² 延べ面積 <u> </u> m ²				
施工期間	着工 年 月 日		～	竣工 年 月 日	
整備費内訳					
区 分	費 目	面 積	単 価	金 額	備 考
補助対象事業分	【補助対象経費】	m ²	円	円	
	【補助対象外経費】				
	小 計				
補助対象外事業分		m ²	円	円	
	小 計				
合 計					
財源内訳					
区 分		金 額		備 考	
(1) 補助金		円 (内 訳)			
うち国					
うち都道府県					
(2) 地方債					
(3) 寄附金					
(4) その他(診療収入等)					
計					
補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するための抵当権設定の有無					
その他 参考事項					

(注) 1. 本報告書は、補助を申請する部門((1)病室の感染対策に係る整備、(2)病棟等の感染対策に係る整備、個人防護具保管施設の整備)ごとに作成すること。

誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
事業者名
代表者職氏名

㊞

千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金を申請するにあたり、下記のとおり誓約いたします。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- （１）補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付要綱第２条第２項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

- （２）下記注意事項を含む以下の関係要綱及び規則を遵守することを誓約します。

ア 千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付要綱

イ 千葉県補助金等交付規則

（主な注意事項）

- 補助事業により取得した不動産及びその従物は、知事の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書を作成し、証拠書類とともに事業完了後５年間保管しておくこと。
- 補助事業完了後に、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、消費税等に係る仕入控除税額報告書を速やかに提出すること。等

- （３）交付申請書提出時点で、補助の対象となる医療措置協定を締結していない場合、補助を受けようとする年度の３月末日までに当該協定を締結します。

（主な注意事項）

- 個人防護具保管施設の整備の補助を受けた場合は、協定締結した備蓄量（補助整備後の予定を含む。）を維持すること。また、個人防護具の保管以外の用途に使用しないこと。等

- （４）新興感染症の発生・まん延時は、県の要請に基づいて、協定を締結した医療の提供を行います。

別紙（４）

役 員 等 名 簿

番号	商号又は名称（半ｶﾅ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾅ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（ 私 ・ 当法人（団体） ）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

㊞

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・ 個人である場合は本人を記載すること。
 - ・ 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

年度 医療施設等施設整備費補助金 補助金調書

県		補 助 事 業 者										備 考
歳 出 予 算 科 目	交付決定 の 額	歳 入			歳 出							
		科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
						うち補助金 相 当 額		うち補助金 相 当 額		うち補助金 相 当 額		
(項)医療提供体制基盤整備費	円		円	円		円	円	円	円	円	円	
(目)医療施設等施設整備費												
補助金												

(記入要領)

- (1)「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- (2)「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- (3)「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- (4)補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助額を内書()をもって附記すること。

年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者 所在地
名称
代表者職氏名
施設 名

年度消費税等に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け千葉県疾病指令第 号で補助金の交付決定のあった千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金について、千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付要綱第6条第11号の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額

金 円

2 確定時に減額した仕入れに係る消費税額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額

金 円

5 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

第 4 号様式

年 月 日

千葉県知事

様

補助事業者 所在地
名称
代表者職氏名
施設名

年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関
施設整備事業）補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け千葉県疾病指令第 号で補助金の交付決定
のあった 年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備
事業）を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県新興感染症対応力強
化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付要綱第 7 条の規定により承認
を申請します。

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 変更前計画
- 3 変更後計画

※申請者が法人の場合は、所在地に法人所在地、名称に法人名を記入のこと。

申請者が個人事業主の場合は、名称に個人事業主名を記入し、代表者職氏名は記入不要。

第 5 号様式

年 月 日

千葉県知事

様

補助事業者 所在地
名称
代表者職氏名
施設名

年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金実績報告書

年 月 日付け千葉県疾病指令第 号で補助金の交付決定のあった 年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）について、千葉県補助金等交付規則第 12 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

- 1 事業の種類
- 2 経費所要額精算書（別紙（1））
- 3 事業実績報告書（別紙（2））
- 4 添付書類
 - （1）当該事業に係る収入支出決算書抄本
 - （2）補助事業完成後の施設の写真
 - （3）契約書の写し（契約書が作成されない場合は、請求書の写し）
 - （4）補助事業完成後の平面図（補助対象区域を朱書）
 - （5）補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書
 - （6）新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書の写し
 - （7）その他参考となるべき資料

※申請者が法人の場合は、所在地に法人所在地、名称に法人名を記入のこと。

申請者が個人事業主の場合は、名称に個人事業主名を記入し、代表者職氏名は記入不要。

経 費 所 要 額 精 算 書

区 分		(補助事業者名)																
		総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差 引 額 (A)-(B)=(C)	対象経費の実支出額 (D)			基 準 額 (E)			選 定 額 (F)	県費補助 基 本 額 (G)	県費補助 所 要 額 (H)	仕入れに係る 消費税等相当額 (I)	要県費 補助額 (H-I=J)	県費補助 交付決定額 (K)	県費補助 交付受入額 (L)	差引過不 足額 (L-J=M)
					面積 (※)	単価	金額	面積 (※)	単価	金額								
		円	円	円	m	円	円	m	円	円	円	円	円			円	円	円
千葉県新興 感染症対応 力強化事業	病室の感染対策に係る整備																	
	病棟等の感染対策に係る整備																	
	個人防護具保管施設の整備																	
計																		

(※) 病室の感染対策に係る整備にあつては、「面積」欄には、室数を記入すること。

- (記入要領)
- 1. 「総事業費」欄には、当該年度の当該事業に係る部分のみを記入すること。
 - 2. 「選定額」欄は、(D)と(E)を比較して少ない方の額を記入すること。
 - 3. 「県費補助基本額」欄には、(C)と(F)を比較して少ない方の額を記入すること。
 - 4. 「県費補助所要額」欄には、(G)に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

事業実績報告書

事業区分	新興感染症対応力強化事業				
補助(間接補助)事業者名	施設名		所在地		
施工内容					
建物の構造及び面積	構造: 〇階建 建築面積 <u> </u> m ² 延べ面積 <u> </u> m ²				
施工期間	着工 年 月 日		～	竣工 年 月 日	
整備費内訳					
区 分	費 目	面 積	単 価	金 額	備 考
補助対象事業分	【補助対象経費】	m ²	円	円	
	【補助対象外経費】				
	小 計				
補助対象外事業分		m ²	円	円	
	小 計				
合 計					
財源内訳					
区 分		金 額		備 考	
(1) 補助金		円 (内 訳)			
うち国					
うち都道府県					
(2) 地方債					
(3) 寄付金					
(4) その他(診療収入等)					
計					
補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するための抵当権設定の有無					
その他 参考事項					

(注) 1. 本報告書は、補助を申請した部門((1)病室の感染対策に係る整備、(2)病棟等の感染対策に係る整備、個人防護具保管施設の整備)ごとに作成すること。

第 6 号様式

年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者 所在地
名称
代表者職氏名
施設名

年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関
施設整備事業）補助金交付請求書

年 月 日付け千葉県疾病達第 号で額の確定のあった
年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金を、
千葉県補助金等交付規則第 1 5 条の規定により下記の通り請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合			（店出張所）
預金種別	1. 普通	2. 当座	口座番号	
(フリガナ)				
口座名義人				

※請求者が法人の場合は、所在地に法人所在地、名称に法人名を記入のこと
請求者が個人事業主の場合は、名称に個人事業主名を記入し、代表者職氏名は記入不要。

本件責任者（職氏名）	
本件担当者（職氏名）	
連絡先	

第 7 号様式

年 月 日

千葉県知事

様

補助事業者 所在地
 名称
 代表者職氏名
 施設名

年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関
 施設整備事業）補助金概算払請求書

年 月 日付け千葉県疾病指令第 号で交付決定のあった
 年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金を、
 千葉県補助金等交付規則第 16 条第 2 項の規定により下記の通り請求します。

記

1 請求金額

金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合			（ 店 出張 所）
預金種別	1. 普通	2. 当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義人				

※請求者が法人の場合は、所在地に法人所在地、名称に法人名を記入のこと

請求者が個人事業主の場合は、名称に個人事業主名を記入し、代表者職氏名は記入不要。

本件責任者（職氏名）	
本件担当者（職氏名）	
連絡先	